

草加市国際交流協会規約

(名称)

第1条 この協会は、草加市国際交流協会（以下「協会」という。）と称する。

(事務局)

第2条 協会の事務局は、草加市役所内におく。

(目的)

第3条 協会は、草加市国際交流・協力事業のキーステーションとして、草加市と海外都市との都市提携に伴う、市民相互の友好関係を密接にすると共に、広く国際交流推進のため、文化・教育・スポーツ・産業等交流の促進を図り、その向上、発展に資する事を目的とする。

(事業)

第4条 協会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行ふ。

(1)市民に対する都市提携の趣旨の普及

(2)国際交流の促進

(3)各分野の情報・資料の交換

(4)各種親善事業の計画と実施

(5)都市提携関連諸団体との連絡

(6)その他目的達成に必要な事業

(構成)

第5条 協会は、協会の趣旨に賛同する市民、団体、法人等をもって構成する。

(役員)

第6条 協会に会長1名、副会長3名以内、理事若干名及び監事2名をおく。

2 役員は、総会において選任する。ただし、任期途中において役員に欠員が生じた場合は、

補充役員を理事会において選任する。

3 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

4 欠員による補充役員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 理事のうちから会計を1名選出する。

(職務)

第7条 会長は、協会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 理事は、会務を分担して処理する。

4 監事は、協会の経理を監査する。

5 会計は、出納事務を処理する。

(顧問)

第8条 協会に顧問をおくことができる。

2 顧問は、理事会の議決を得て会長が委嘱する。

そうかい
(総会)

だい じょう そうかい ねん かいかいちょう しょうしゅう ひつよう おう りん じそうかい ひら
第9条 総会は、年1回会長が招集する。ただし、必要に応じて臨時総会を開くことができる。

できる。

2 総会の議長は、会長又は副会長とする。

3 総会において審議する事項は、次のとおりとする。

(1)予算及び決算

(2)事業計画及び事業報告

(3)役員の選任

(4)規約の変更

(5)その他、会長が必要と認めた事項

4 総会は、会員の2分の1以上の出席(委任状を含む)をもって成立し、議決は出席者の過半数をもって決する。可否同数のときは議長の決するところによる。

(理事会)

だい じょう りじかい かいちょう ずいじょうしゅう
第10条 理事会は、会長が隨時招集する。

2 理事会は、会長・副会長・理事をもって構成し、構成員の2分の1以上の出席(委任状を含む)をもって成立し、議決は出席者の過半数をもって決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事会の議長は、会長とする。

4 理事会において審議する事項は、次のとおりである。

(1)総会に付議する事項

(2)補充役員の選任

(3)この規約に定める事項

(4)会務の執行に関する重要事項

(5)会長が必要と認めた事項

(部会)

だい じょう かいちょう きょうかいかどう えんかつ すいしん りじかい はか ぶかい もう
第11条 会長は、協会活動を円滑に推進するため、理事会に諮り、部会を設けることができる。

できる。

2 部会に部会長及び副部会長を置く。

3 部会長は、理事会の承認を得て、会長が指名する理事をもって充てる。副部会長は、部会員の中から互選により選出する。

4 部会は、役員及び会員をもって構成し、議決は出席部会員の過半数をもって決する。可否同数のときは、部会長の決するところによる。

5 部会の決定事項は、原則として理事会への報告承認を得ることとする。ただし、理事会を開催できない場合は仮の事業推進を行なうことができる。

(総会等の書面表決等)

だい じょう え りゆう そうかいとう しゅつせき かいいん つうち
第12条 やむを得ない理由のため総会等に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって、又は他の会員による代理によって表決することができる。

2 前項に規定により第9条、第10条又は前条に規定する会議で表決した場合は、出席したものとみなす。

(渡航費用助成)

第13条 理事会は、協会活動を円滑に推進するため、国内外諸都市への訪問に係わる交通費及び滞在費の一部を助成することができる。

(経費)

第14条 協会の経費は、会費、寄付金その他の収入をもってあてる。

(会費)

第15条 協会の会員は、年額次の会費を納入する。

法人	1口	10,000円
団体	1口	5,000円
個人		3,000円

(ただし、高校生以下の会員の会費については1,000円)

2 協会の会員は、正当な理由なく会費を2年以上滞納し、かつ催告に応じないときは、自動的に退会とする。

(会計年度)

第16条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(その他)

第17条 前各条に定めるものほか必要な事項は、その都度理事会において決定する。

ふそく
附 則

この規約は、昭和54年6月2日から施行し、昭和54年6月2日より適用する。

ふそく
附 則

この規約は、昭和56年5月1日から施行する。ただし、改正後の草加市国際姉妹都市協会規約第16条の規定は、昭和56年度の会計年度に限り、昭和56年4月1日に始まり、翌年4月30日をもって終わるものとする。

ふそく
附 則

この規約は、昭和60年6月29日から施行し、昭和60年5月1日より適用する。

ふそく
附 則

この規約は、昭和62年6月13日から施行する。

ふそく
附 則

この規約は、平成5年6月8日から施行する。

ふそく
附 則

この規約は、平成12年6月5日から施行する。ただし、改正後の草加市国際交流協会規約第6条の理事及び事務局長の任期は、平成13年度草加市国際交流協会定期総会までとする。

ふ そく
附 則

この規約は、平成15年6月2日から施行する。ただし、改正後の草加市国際交流協会規約第15条の規定は、平成15年度の会計年度に限り、平成15年5月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わるものとする。

ふ そく
附 則

この規約は、平成21年5月19日から施行する。

ふ そく
附 則

この規約は、令和元年5月27日から施行する。

ふ そく
附 則

この規約は、令和2年7月22日から施行する。

ふ そく
附 則

この規約は、令和7年5月12日から施行する。